

令和6年度

20メートル型巡視艇定検修理
(2024-No. 12)

第一管区海上保安本部

第一章 一般

1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施行し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術課に提出するものとする。

2 この修理の施行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶技術課に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

8 この修理期間中請負者は、修理のために、ほう炊及び居住のための代替施設の必要がある場合には供給するものとする。

9 引渡期限 令和6年12月13日

但し、修理開始日は 令和6年12月2日 以降とする。

修理のための基地出港日は 令和6年11月30日 以降とする。

10 図書及び検査記録等提出期限は、令和7年1月14日 とする。

11 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第二章 船体部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 船体上下架

(1) 主要目

・総トン数	24.00トン
・全長	19.60m
・幅	4.50m
・深さ	2.30m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照のうえ入念な盤木調整を行い、安全確実に上下架を実施する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。(各出入口踏板部を含む。)

操舵室	約8㎡
乗員室、調理室	約9㎡

(2) 各階段

ビニールシートでカバーする。(階段付手摺を含む。)

操舵室～乗員室	1箇所(約3㎡)
---------	----------

(3) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	5脚
乗員室ソファ	3個
乗員室テーブル	1個

3 船底外板

船底外板(舵、シャフトブラケット等の付加物及び海水吸入口内を含む。)について、次の清掃、塗装等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

(1) 清掃、清水洗い

約85㎡

塗分線下外板

(2) 塗膜不良部手入れ

約9㎡

ディスクサンダーによる。

(3) 塗装

・プライマー	エポキシ系	タッチアップ1回	約10㎡
・A/C	ビニル樹脂又はエポキシ系	タッチアップ2回	約10㎡/回
・A/F	加水分解型	タッチアップ1回	約10㎡
・A/F	加水分解型	総塗装 1回	約85㎡

(4) 表示

喫水マークの表示 2回 一式

(5) その他

ア 海水吸入口（6個）付格子は取外し、手入れ塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は1年仕様とする。

ウ 使用したA/C及びA/F塗料（船舶安全法施行規則第65条に適合するもの）の製造所、製品名、製造年月日を明記した報告書を2部（本部1部、本船1部。以下同じ。）提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中におけるプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船側外板

塗分線上の船側外板（約55㎡）の清掃、清水洗いをを行う。

乗員が実施する船側外板の整備に必要な足場の架設、撤去を行う。

なお、足場は十分な強度、安定等を保った安全なものとし、乗員との十分な打ち合わせのうえ、設置すること。

5 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛について目視確認し、残厚70%未満のものを認めた場合は、監督職員及び第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課へ速報する。（記録表2部提出）

ガードリング、ガードプレート等の取外し、復旧（手入れ塗装は3項目に含む。）及びボルト取付部パテ埋めは付帯とし、指示する3個の導通確認を行う。

・トランサム及び船尾管内	300×150×50（規格品）	10個
・舵板	150×70×25（規格品）	4個

6 清水タンク

清水タンク（置タンク FRP製 250リットル×1個）

(1) マンホールを開放し、清掃、乗員による点検及びマンホールパッキン（ネオプレーン5t）取替え復旧する。

(2) タンクに清水を補給する。

(3) 清水補給24時間後に採水して水質検査（一般細菌検査を含む。）を受け、成績書は2部提出する。

採水は清水系統に十分通水した後行うこと。

7 汚物管等

(1) 船用便器（日立SMT-24型 便器付電動ポンプ含む。）2個及び汚物管（25A×2m）2本を取外し、解放、清掃、点検、次の部品（請負者手配/本船支給）を取替え復旧する。

【交換部品】

リペアキットA マリントイレSMT24用 2セット

(2) 汚物管付波止弁（25A）2個及びボールバルブ（25A）2個を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、パッキン（ネオプレン3t）等を取替え、復旧する。

(3) 必要な内張板等の取外し、復旧及び清掃は付帯とする。

8 舵

(1) 両舷舵（平衡吊下げ舵×2）を取外し、清掃手入れ、点検、受検、パッキン取替え復旧する。

塗装は第3項に含む。

・Xパッキン 95φ-125φ用 4個（2個/舵）

(2) 各軸受部の間隙を計測し、計測記録表は2部提出する。

9 弁類

次の波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、フランジパッキン（ネオプレン3t）取替え、復旧する。

必要な内張板等の取外し復旧は付帯とする。

・洗面器排水用弁	（弁符号DP-9）	25A×1個
・シンク排水用弁	（弁符号DP-12）	40A×1個
・空調ドレン排水用弁	（弁符号DP-11）	20A×1個

10 膨張式救命筏

次の膨張式救命いかだ

①RFD-TOYO 15MkIV型（2019年11月製） 1個

②RFD-TOYO 6MkIV型（2020年9月製） 1個

について整備認定事業所またはサービスステーションによる法定整備等を行い、受検、復旧する。（整備記録2部提出）

(1) 外観展張試験

(2) 漏洩試験

- (3) 実ガス膨張試験（ボンベ取替え含む）
- (4) 安全弁試験
- (5) 自動離脱装置作動試験
- (6) 回収及び積付点検
- (7) 自動索、補助もやい綱及びウィークリンクの取替え

11 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置、船灯類、索類、航海用具等、その他定期（中間）検査の受検準備（点検等）、受検及び復旧を行う。

なお、索類、航海用具（膨張式救命胴衣を含む）の受検準備、復旧は乗員作業とする。

12 図書

本仕様に基づく船体、電気部の整備、計測等及び受検記録（各項写真含む。）を取りまとめて製本したファイル2部及び製本したファイル（機関、電気部を含む。）をPDFへ変換した電子データ及び写真データを書き込んだデータディスク2枚を提出する。

第三章 機関部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 主機関等（2Y整備）

<主機関>

製造所、型式：MTU 8V2000M93

連続最大出力×回転数：749kW×2, 332min⁻¹

シリンダ数×径×行程：8×135mm×156mm

<逆転減速機>

製造所、型式：日立ニコトランスミッション MGN253

両舷主機関（付属品を含む。以下「主機関等」という。）について、海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査に合格した整備業者により次の整備を行う。

(1) 動弁装置

タペット点検、調整

エアフィルター及び燃料調整リンク機構の取外し、下記部品を取替え、復旧を含む。

<交換部品>

品名	規格	数量
・ガスケット	X51204200003	16個
・オーリング	700429023000	4個
・カップーシール	007603014102	8個

(2) その他

ア 乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、各部良態を確認する。

イ 整備記録表を2部（本部1部、本船1部。以下同じ。）提出する。

2 軸系

製造所、型式：ナカシマプロペラ 5翼FPP

プロペラ : 直径770mm 重量：約90kg

プロペラ軸 : (92/85/83) 83φ×5.04m

両舷軸系装置について、次の整備を行う。

(1) プロペラ

清掃（バフ仕上げ）、点検

(2) プロペラ軸

ア 清掃、点検

イ 保護陽極（本船支給）取替え

保護陽極（AL） 125φ×80φ×143L（パッキン付） 2個

(3) 計測

プロペラキャビテーション、エロージョン計測及び写真撮影（全翼の前後面）

(4) 防汚塗装

ア バフ仕上げ等の後、プロペラ及びプロペラ軸に防汚塗料（ベルボトムプロペラ用セット又は相当品 1 組/軸）塗装する。

イ 塗装要領は、塗料添付使用説明書による。

(5) 整備記録表は 2 部（本部及び本船に各 1 部。以下同じ。）提出する。

3 ビルジポンプ

左舷主機関付ビルジポンプ及びウイング式ビルジポンプ（手動）について、次のとおり整備し、受検する。

(1) ウイング式ビルジポンプ（手動）は、解放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

(2) 効力試験を受検する。

4 燃料タンク

燃料油タンク（置タンク 1,400 リットル×2 個）

燃料タンクについて、次の整備を行う。

(1) マンホールを開放し、清掃、乗員による点検、受検、マンホールパッキン（JIS 2304 B-4535）取替え、復旧する。

(2) 次の付属諸弁を解放、清掃、点検、摺合せ、組立調整、復旧する。

・燃料取出弁 40A×2 個

・油面計接続弁 20A×2 個

(3) 非常遮断弁の効力試験を行う。（操作は乗員による。）

(4) タンク内残油（約 1,000 リットル）の陸揚げ、保管、復旧及びガスフリー、ガス検知は付帯とする。

5 船底弁

機関室内にある次の船底弁、波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ（バタフライ弁はシートリング点検）、受検、フランジパッキン（ネオプレーン 3 t）取替え、復旧する。

・主機関用（W101V p、W101Vs）	バタフライ弁	10K-100A	2 個
・補助発電装置用（W201V）	アングル弁	5K-25A	1 個
・ガソリンポンプ用（W401V p、W401Vs）	バタフライ弁	10K-80A	2 個
・雑用海水用（W301V）	アングル弁	5K-32A	1 個
・船尾管軸封装置用（W106V）	スイング逆止弁	5K-15A	2 個

6 効力試験

効力試験（操作は乗員とする。）を受検する。

なお、両舷主機関は運転時間が短いため、稼働時間の短い船舶の機関の検査を申請し、効力試験にて受検する。

- (1) 主機関
- (2) 補助発電機
- (3) ビルジポンプ
- (4) 燃料油タンク非常遮断弁
- (5) その他指示のあった事項

7 図書

本仕様に基づく機関部の試験、検査、整備及び計測記録（各項目写真表含む）等を取り、まとめて製本したファイル2部及び製本したファイルをPDFへ変換した電子データ（写真データを含む）を作成し、第二章により提出する。

第四章 電気部

※本仕様に「官給」及び「本船支給」の記載無い材料、取替部品等は請負者手配とする。

1 絶縁抵抗測定

電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し受検する。

なお、露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

記録表は2部（本部1部、本船1部）提出する。